

議案第46号

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和7年6月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の旅費に関して、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

大口町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口
村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1」を「別表」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び旅費の支給方法は、大口町職員等の旅
費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）の例による。

第8条から第12条までを削る。

第13条を第8条とし、第14条を第9条とする。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧					
<p>(給料)</p> <p>第3条 給料月額は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>前項の規定により支給する旅費の額及び旅費の支給方法は、大口町職員等の旅費に関する条例（昭和48年大口町条例第27号）の例による。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 略</p> <p><u>別表</u>（第3条関係）</p> <p>略</p>	<p>(給料)</p> <p>第3条 給料月額は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 <u>前項の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料、支度料、死亡手当、旅行雑費及び旅行手当とする。</u></p> <p><u>(鉄道賃等の額)</u></p> <p>第8条 <u>鉄道賃、船賃及び航空賃の額は、実費とする。</u></p> <p><u>(車賃等の額)</u></p> <p>第9条 <u>車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p><u>(支度料等の額)</u></p> <p>第10条 <u>支度料及び死亡手当の額は、別表第3のとおりとする。</u></p> <p><u>(旅行雑費等の額)</u></p> <p>第11条 <u>旅行雑費及び旅行手当の額は、一般職の職員の例による。</u></p> <p><u>(旅費の支給方法)</u></p> <p>第12条 <u>旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p> <p><u>別表第1</u>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p><u>別表第2</u>（第9条関係）</p> <p>(1) <u>内国旅行の場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">職名</td> <td style="width: 20%;">車賃</td> <td style="width: 20%;">日当</td> <td style="width: 20%;">宿泊料</td> <td style="width: 20%;">食卓料</td> </tr> </table>	職名	車賃	日当	宿泊料	食卓料
職名	車賃	日当	宿泊料	食卓料		

新		旧							
				(1日に つき)	(1夜 につ き)	(1夜 につ き)			
町長	実費			円	円	円			
副町長				3,00	15,	3,0			
教育長				0	000	00			
(2) 外国旅行の場合									
職名	日当 (1日につ き)				宿泊料 (1夜につ き)				食卓 料 (1 夜に つ き)
	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	指 定 都 市	甲 地 方	乙 地 方	丙 地 方	
町長	円	円	円	円	円	円	円	円	
副町 長	7	6	5	4	2	1	1	1	
教育 長	2	2	0	5	50	80	10	50	
	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0					
備考									
1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区域の区分は、一般職の職員の例による。									
2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における日当の額は、丙地方につき定める定額とする。									
別表第3（第10条関係）									
職名	支度料						死亡手当		
	旅行期間		旅行期間		旅行期間				
	1月未満		1月以上		3月以上				
			3月未満						
町長		円		円		円	円		
副町長		78,1		94,9		111,	580,		
教育長		60		10		650	000		